

性犯罪・性暴力被害者支援交付金について

《内閣府男女共同参画局》

平成29年度予算額 163百万円

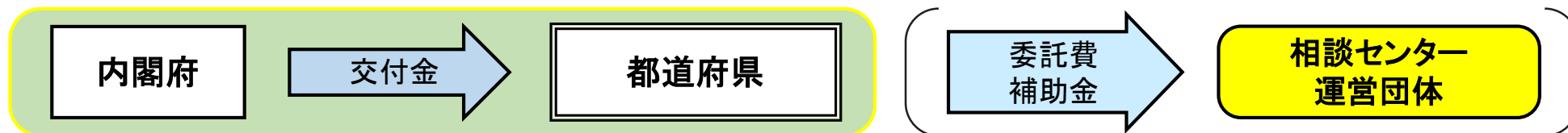
交付金創設の目的

- ◆ 行政が関与する「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」(以下「支援センター」という。)の設置数について、第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)において、平成32年までに各都道府県に最低1か所の成果目標を設定(H29. 4. 1現在 38都道府県、39か所)
- ◆ 一億総活躍社会(女性活躍社会)の実現を図るためには、当該成果目標の早期達成が不可欠
- ◆ 支援センターの核となる機能(相談、支援のコーディネート)を担う「相談センター」の運営が安定するよう、都道府県が相談センター運営団体に対して財政措置を行った場合に、当該都道府県が負担した対象経費の一部の額を交付

交付金の概要

- ◆ 交付先 : 都道府県
- ◆ 対象経費 : 都道府県が負担した「相談センターの運営費等」、「被害者の医療費等」、「拠点病院化の経費」
- ◆ 交付率 : 都道府県が負担した対象経費の1/2(医療費等は1/3)(上限額の設定あり。)

【参考】本交付金による「相談センターの運営費」に係る財政支援(間接補助)のイメージ図



- ◆ その他 : 他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先(本制度の優先利用や他制度との二重交付は不可)
都道府県が直営する相談センターの運営費(婦人相談員以外の相談員人件費)も交付対象
相談センターの運営費に係る交付金の上限額は、各都道府県につき1か所分で設定
相談センターの運営費等には、県が実施する産婦人科医・相談員の研修経費、支援センターの広報啓発費を含む。

(別紙)

性犯罪・性暴力被害者支援交付金交付要綱

(通則)

第1条 性犯罪・性暴力被害者支援交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「支援センター」という。）を核とする性犯罪・性暴力被害者支援のために都道府県が取り組む事業に要する経費に充てるために交付することにより、被害者支援に係る取組の充実を図るとともに、「すべての女性が輝く社会」の実現に資することを目的とする。

(交付の対象及び交付率)

第3条 内閣総理大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県が行う次の各号に掲げる事業（以下「交付対象事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付するものとする。

(1) 被害者相談支援運営・機能強化等事業

都道府県が実施する次の事業

ア 支援センターにおいて、相談・コーディネート機能を担う相談センター（以下「相談センター」という。）を運営（同行支援を含む。）する事業又は当該事業を民間団体に対して委託する事業若しくは民間団体が運営する相談センターに要する経費の一部について補助を行う事業

イ 産婦人科医療を担う産婦人科医・看護師及び相談センターの支援者（相談員及びコーディネーターを指し、その予定者を含む。以下「支援者」という。）を対象として実施する研修事業

ウ 支援者を対象として実施する受傷対策事業

エ 支援センターの広報啓発を実施する事業

(2) 医療費等公費負担事業

当該都道府県内の相談センターに相談した被害者であつて、やむを得ない事情により警察に相談をすることができなかったことによって「都道府県警察による医療費及びカウンセリング費用の公費負担制度」が適用されない被害者に対し、都道府県が、当該医療費等（初診料（初診時の処置費用を含む。）、診断書料、緊急避妊措置、検査費用、人工妊娠中絶費用及び証拠採取費用）及びカウンセリング費用の全部又は一部について補助を行う事業

(3) 拠点病院化資機材設置等事業

都道府県が、民間の病院を支援センター（「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引（平成24年3月、内閣府犯罪被害者等支援推進室（現在、警察庁長官官房犯罪被害者等施策担当参事官室）」第1章4（1）にある「病院拠点型」の形態に該当するものに限る。）の拠点病院とするために当該病院施設に必要な資機材の設置等を行う事業又は当該民間の病院が行った資機材設置等経費の一部について補助を行う事業

- 2 補助対象経費の種目、対象経費、交付率及び基準額は別表のとおりとする。
- 3 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。

別表の第1欄に定める種目ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された種目ごとの額に1,000円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 内閣府男女共同参画局長（以下「主管局長」という。）が各都道府県における人口、性犯罪の状況、相談センターの運営時間等を総合的に勘案して、第1項第1号から第3号までの事業別に算出した額を基準額とする。
- (2) 別表の第1欄の種目ごとに、前号の基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額に第3欄の交付率を乗じた額を比較して、少ない方の額を選定する。

（交付の条件）

第4条 この交付金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 前条第1項第1号、第2号及び第3号の各事業間での経費の配分変更を行うことはできない。
- (2) 前条第1項第1号の事業に要する経費の対象経費の項目間での配分の変更（交付決定におけるそれぞれの配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。）を行う場合には、大臣の承認を受けなければならない。

ただし、同行支援に要する経費の変更及び支援センターの広報啓発に要する経費の増額変更を行うことはできない。

（申請手続）

第5条 都道府県知事は、交付金の交付を受けようとするときは、様式第1号による交付申請書及びこれに添付する事業計画書を主管局長が別途定める日までに大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の事業計画書には、対象となる支援センターの名称、設置形態、運営主体等の支援センターの体制、相談センターの体制（運営時間及び支援者の人数）及び事業内容（相談及び同行支援の件数、研修実施回数、広報啓発の取組等）を記載するとともに、第3条第1項第1号アからエまで、第2号及び第3号の各事業別に交付金の額の算定に必要な額を記載しなければならない。
- 3 第1項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕

入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等控除仕入税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知）

第 6 条 大臣は、前条第 1 項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めるときは、提出期限の日の翌日から起算して原則として 60 日以内に交付決定を行い、様式第 2 号による交付決定通知書により都道府県知事に通知を行うものとする。

（交付申請の取下げ）

第 7 条 都道府県知事は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 20 日以内に様式第 3 号による交付申請取下届出書を大臣に提出しなければならない。

（計画変更、事業の中止又は廃止の承認）

第 8 条 都道府県知事は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第 4 号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 総事業費の 20% を超える増減

(2) 第 4 条の規定による経費の配分変更

2 大臣は、前項の規定による変更承認申請書の提出があったときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認められるときは、提出期限の日の翌日から起算して原則として 60 日以内に交付決定の変更を行い、様式第 5 号による交付決定変更通知書により都道府県知事に通知を行うものとする。

3 前項の交付決定の変更については、第 4 条の規定を準用する。

4 都道府県知事は、この交付金の交付決定（交付決定の変更を含む。）後の事情の変更により、事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第 6 号による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（契約等）

第 9 条 都道府県知事は、交付対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付対象事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

（事業遅延の報告）

第 10 条 都道府県知事は、交付対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第 7 号による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 11 条 都道府県知事は、交付対象事業の遂行及び支出状況について大臣の要求があったときは、速やかに様式第 8 号による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 都道府県知事は、交付対象事業を完了したとき（第 8 条第 4 項の規定に基づく事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、様式第 9 号による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 第 5 条第 3 項ただし書により交付の申請をした都道府県知事は、前項の報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

(交付金の額の確定)

第 13 条 大臣は、前条第 1 項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、様式第 10 号による交付金の額の確定通知書により都道府県知事に通知するものとする。

2 大臣は、都道府県知事に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（当該地方公共団体が当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は 90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第 14 条 都道府県知事は、前条第 1 項の規定に基づく交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 11 号による報告書により速やかに大臣に報告しなければならない。

2 大臣は、前項の報告を受けた場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還については、前条第 3 項の規定を準用する。

(交付金の支払)

第 15 条 交付金は、第 13 条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後
に支払うものとする。ただし、真に必要なと認められる経費については、
概算払をすることができる。

(交付決定の取消し等)

第 16 条 大臣は、第 8 条第 4 項の事業の中止又は廃止の申請があつた場合及び
次の各号に掲げる場合には、第 6 条及び第 8 条第 2 項の交付決定の全部若し
くは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の
処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 都道府県知事が、交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 都道府県知事が、交付対象事業に関して、不正、事務手続の遅延その他
不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部
を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合は、様式第 12 号による交付決定取消し通
知書により都道府県知事に通知するとともに、既に当該取消しに係る部分に
対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は
一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの場合による取消しをした場合にお
いて、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から
納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加
算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第 13
条第 3 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第 17 条 都道府県知事は、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財
産（以下「取得財産等」という。）については、交付対象事業の完了後におい
ても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、そ
の効率的運用を図らなければならない。

- 2 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器
具及びその他の財産については、適正化法施行令第 14 条第 2 項の規定により
大臣が別に定める期間を経過するまで、大臣の承認を受けないでこの交付金
の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃
棄してはならない。
- 3 大臣の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があり、又は
あると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることが
ある。

(交付金の経理)

第 18 条 都道府県知事は、交付対象事業の経理について交付対象事業以外の経理と明確に区分してその収入及び支出を様式第 13 号による補助金調書によって明らかにしておかなければならない。

2 都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の補助金調書とともに事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(間接補助に対して付すべき条件)

第 19 条 都道府県知事が、間接補助事業者に補助金を交付するときは、第 4 条、第 8 条から第 14 条まで及び第 16 条から前条までの規定に準ずる条件のほか、次の条件を付さなければならない。

(1) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、間接補助事業者のその収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。

(2) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しなければならないこと。

2 前項第 1 号の規定により都道府県知事に収入があり、又はあると見込まれるときは、大臣はその収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、男女共同参画局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

補助対象経費の種目及び交付率

1 種目	2 対象経費	3 交付率	4 基準額
被害者相談支援運営・機能強化等事業	<p>1 相談センターの運営に要する経費で、同行支援に要する経費を含む支援者の人件費（賃金、各種手当（期末・勤勉手当を除く。）、社会保険料等事業主負担分）、同旅費、相談センターの施設借料、相談センターで使用する備品費、同消耗品費、同光熱水費、同通信運搬費等、これらを対象とする委託費、同補助金</p> <p>2 産婦人科医療従事者及び支援者に対する研修に要する経費 講師の謝金、同旅費、借料（研修会場、同付帯設備・備品）、研修資料の印刷費、雑役務費、委託費等</p> <p>3 支援者に対する受傷対策に要する経費 講師・カウンセラーの謝金、同旅費、会場借料、資料の印刷費、委託費等</p> <p>4 支援センターの広報啓発に要する経費 講師の謝金、同旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、委託費（ただし4の額については、1から4の合算額に対して20%（新規開設の場合を除く。）又は200万円のいずれか低い額以下の額であること。）</p>	1/2	主管局長が別に示す額（うち同行支援に要する経費及び支援センターの広報啓発に要する経費として示す額をそれぞれ明示）

<p>医療費等公費負担事業</p>	<p>相談センターに相談をした被害者であって、やむを得ない事情により警察に相談をすることができなかった被害者に係る医療費等（初診料（初診時の処置費用を含む。）、診断書料、緊急避妊措置、検査費用、人工妊娠中絶費用及び証拠採取費用）及びカウンセリング費用のうち都道府県が負担した経費</p> <p>公費負担額</p>	<p>1 / 3</p>	<p>主管局長が別に示す額</p>
<p>拠点病院化資機材設置等事業</p>	<p>拠点病院内相談センターの整備に必要な資機材の設置等に要する経費のうち、相談センターの運営に要する経費を負担しようとする都道府県が負担した経費</p> <p>資機材購入費、同設置費、委託費、これらを対象とする補助金</p>	<p>1 / 2</p>	<p>500万円を超えない額で、主管局長が別に示す額</p>

内閣総理大臣 殿

都道府県知事 ⑩

性犯罪・性暴力被害者支援交付金交付申請書

標記について、下記のとおり交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

記

1 国庫交付金交付申請額 金 円

2 経費の配分

種目	事業に要する 経費 (A+B)	負担区分	
		交付金 (A)	その他負担 (B)
(1)被害者相談支援運営 ・機能強化等事業	円	円	円
(1)のうち、同行支援 に要する経費			
(1)のうち、支援セン ターの広報啓発に要 する経費			
(2)医療費等公費負担 事業			
(3)拠点病院化資機材 設置等事業			
合計			

3 性犯罪・性暴力被害者支援交付金事業計画書（別紙1）

4 添付書類

- (1) 当該年度の歳入歳出予算書（見込書）抄本（当該交付金事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
- (2) その他参考となる資料（民間団体、被害者支援センター等との運營業務委託に係る契約書等）

性犯罪・性暴力被害者支援交付金交付決定通知書

都道府県

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成29年度性犯罪・性暴力被害者支援交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり交付することとしたので、同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

内閣総理大臣 ㊟

- 1 この交付金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成29年度性犯罪・性暴力被害者支援交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に規定する事業であり、その内容は平成 年 月 日付け 第 号申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及びこの交付金の額は次のとおりである。
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更される時は、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
交付決定額	金	円
- 3 この交付金の額の決定は交付要綱に定める交付額の算定方法により行われたものである。
- 4 この交付金は、交付要綱第4条に規定する事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る実績報告は、交付要綱第12条に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

様式第3号

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

都道府県知事 ㊟

性犯罪・性暴力被害者支援交付金交付申請取下届出書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記交付金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、性犯罪・性暴力被害者支援交付金交付要綱第7条の規定により、同交付金 円の交付申請（平成 年 月 日付け 第 号）を取り下げる。

記

- 1 不服のある交付決定の内容又は交付の決定に付された条件
- 2 理由

内閣総理大臣 殿

都道府県知事 ㊟

性犯罪・性暴力被害者支援交付金変更承認申請書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記交付金については、下記のとおり変更交付されるよう関係書類を添えて申請する。

記

- 1 変更を必要とする理由
- 2 経費の区分

種目	事業に要する 経費 (A+B)	負 担 区 分	
		交付金 (A)	その他負担 (B)
(1)被害者相談支援運営 ・機能強化等事業	円	円	円
(1)のうち、同行支援 に要する経費			
(1)のうち、支援セン ターの広報啓発に要 する経費			
(2)医療費等公費負担 事業			
(3)拠点病院化資機材 設置等事業			
合計			

(注) 変更を要する諸様式については、申請手続の様式に準ずる。

性犯罪・性暴力被害者支援交付金交付決定変更通知書

都道府県

平成 年 月 日付け 第 号で変更承認申請のあった性犯罪・性暴力被害者支援交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第10条第1項の規定により次のとおり変更することとしたので、同条第4項において準用する同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

内閣総理大臣 ㊟

- 1 この交付金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、性犯罪・性暴力被害者支援交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に規定する事業であり、その内容は平成 年 月 日付け 第 号変更承認申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及びこの交付金の額は次のとおりである。
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更される場合は、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
変更後交付決定額	金	円
既交付決定額	金	円
変更増減額	金	円
- 3 この交付金の額の決定は交付要綱に定める交付額の算定方法により行われたものである。
- 4 この交付金は、交付要綱第4条に規定する事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る実績報告は、交付要綱第12条に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

内閣総理大臣 殿

都道府県知事 ㊟

性犯罪・性暴力被害者支援交付金事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記交付金事業を中止（廃止）したいので、性犯罪・性暴力被害者支援交付金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により、下記のとおり申請する。

記

- 1 中止（廃止）する事業内容
- 2 事業を中止（廃止）する理由
- 3 交付決定額
金 円
- 4 事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）
 - (1) 中止期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
 - (2) 完了予定日 平成 年 月 日
- 5 添付書類
 - (1) 交付決定通知書の写し
 - (2) 廃止に係る事業の種目ごとに、既実施部分と未実施部分の事業内容及び支出内訳が分かる資料

様式第7号

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

都道府県知事 ㊟

性犯罪・性暴力被害者支援交付金事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記交付金事業について、下記の事故が発生したので、性犯罪・性暴力被害者支援交付金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告する。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 交付金事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 交付金事業の遂行及び完了の予定
- 6 添付書類
事故に係る事業の種目ごとに上記の各項目が分かる資料

内閣総理大臣 殿

都道府県知事 ㊟

性犯罪・性暴力被害者支援交付金事業状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記交付金事業の実施状況について、性犯罪・性暴力被害者支援交付金交付要綱第11条の規定により報告する。

記

- 1 事業の遂行状況（平成 年 月 日現在）
- 2 事業に要する経費に収支状況
- 3 添付書類
事業の遂行状況について、その進捗が確認できる資料その他関係書類

内閣総理大臣 殿

都道府県知事 ⑩

性犯罪・性暴力被害者支援交付金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記交付金に係る事業実績について、下記のとおり報告する。

記

1 事業実施内容

性犯罪・性暴力被害者支援交付金実績報告書（別紙2）のとおり

2 経費の配分

種目	事業に要した 経費（A+B）	負 担 区 分	
		交付金 （A）	その他負担 （B）
(1)被害者相談支援運営 ・機能強化等事業	円	円	円
(1)のうち、同行支援 に要する経費			
(1)のうち、支援セン ターの広報啓発に要 する経費			
(2)医療費等公費負担 事業			
(3)拠点病院化資機材 設置等事業			
合計			

3 添付書類

- (1) 当該年度の歳入歳出決算書（見込）抄本
（当該交付金事業の支出額を備考欄に明記すること。）
- (2) その他参考となる資料

事業を委託して実施した場合は委託契約書の写し、当該事業の実施により策定した計画の写し、取組を実施したことを説明し得る関係書類（パンフレット、チラシ等）を添付すること。また、このほか、交付申請書等の添付資料に変更があった場合は、当該資料を添付すること。

性犯罪・性暴力被害者支援交付金交付額確定通知書

都道府県

平成 年 月 日付け府共第 号で交付を決定した標記交付金事業について
は、平成 年 月 日付け 第 号事業実績報告に基づき交付額を次のとおり
確定したので通知する。

交付額 金 円

平成 年 月 日

内閣総理大臣 ⑩

内閣総理大臣 殿

都道府県知事 ㊟

性犯罪・性暴力被害者支援交付金に係る消費税等仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記交付金について、性犯罪・性暴力被害者支援交付金交付要綱第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 性犯罪・性暴力被害者支援交付金交付要綱第 1 3 条第 1 項の規定による交付金の額の確定額
(平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
金 円
- 2 交付金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 金 円
- 3 消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 金 円
- 4 交付金返還相当額 (3 の金額から 2 の金額を減じて得た額) 金 円
- 5 添付書類
事業実施主体ごとの内訳資料その他参考となる資料

性犯罪・性暴力被害者支援交付金交付決定取消通知書

都道府県

平成 年 月 日付け府共第 号で交付を決定した標記交付金事業については、次のとおり決定されたので、性犯罪・性暴力被害者支援交付金交付要綱第 16 条第 2 項の規定により通知する。

平成 年 月 日

内閣総理大臣 ㊟

- 1 交付金額 金 円を取り消す。
- 2 事業に要する経費及びこの交付金の額は次のとおりとする。

事業に要する経費 金 円
 交付決定額 金 円

3 経費の配分

種目	事業に要する 経費 (A+B)	負 担 区 分	
		交付金 (A)	その他負担 (B)
(1)被害者相談支援運営 ・機能強化等事業	円	円	円
(1)のうち、同行支援 に要する経費			
(1)のうち、支援セン ターの広報啓発に要 する経費			
(2)医療費等公費負担 事業			
(3)拠点病院化資機材 設置等事業			
合計			

4 取消の理由

様式第 13 号

平成 年度 内閣府所管

補 助 金 調 書

(都道府県)

国			地 方 公 共 団 体								備考
			歳 入			歳 出					
歳出予算科目	交付決定額	交付率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち交付金相当額	支出済額	うち交付金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	

(注)

- 1 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項及び目をそれぞれ記載すること。
- 2 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 3 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。

性犯罪・性暴力被害者支援交付金事業計画書

1. 支援センターの体制

①支援センターの名称	②設置年月日	③設置形態	④都道府県等の関与	⑤運営主体	⑥備考
		選択してください	選択してください		

- (注) 1 ③設置形態は、「病院拠点型」、「相談センター拠点型」、「相談センターを中心とした連携型」、「その他(備考欄に記載)」のいずれかを選択すること。「その他(備考欄に記載)」を選択した場合は、⑥備考欄に形態を具体的に記入すること。
 2 ④都道府県等の関与は、「直営」、「委託」又は「補助」のいずれかを選択すること。
 3 ⑤運営主体は、④で「直営」を選択した場合は記入不要であり、④で「委託」又は「補助」を選択した場合は、運営主体の名称を記入すること。

2. 事業計画

(1)相談センターの体制				(2)事業内容						
①運営時間		②支援者の人数		③相談件数	④同行支援件数	⑤研修実施回数	⑥受傷対策実施回数	⑦広報啓発	⑧医療費等公費負担	⑨拠点病院化
受付時間	年間の総時間数	常勤	非常勤							
平日										
土日										
祝日										

- (注) 1 ①及び②は、それぞれ該当する数を記入すること。なお②は、相談員とコーディネーターの計を記入すること。
 2 ③～⑥はH29年度の見込数を記入すること。
 3 ⑦は、事業内容(チラシ〇〇部作成 等)を記入すること。
 4 ⑧及び⑨は、当該事業を実施する場合は、「有」を記入すること。

3. 交付金の額の算定

(単位:円)

事業名	①総事業費	②寄付金等その他の収入予定額	③差引額(①-②)	④交付金所要額(③×交付率)	⑤基準額	⑥交付金算定基礎額	備考
(1)被害者相談支援運営・機能強化等事業 (交付要綱第3条第1項第1号関係)	0	0	0	0		0	
ア 相談センターの運営に要する経費							
(アのうち、同行支援の実施に要する経費)				0		0	
イ 産婦人科医療従事者及び支援者に対する研修に要する経費				0			
ウ 支援者に対する受傷対策に要する経費				0			
エ 支援センターの広報啓発に要する経費				0		0	
(2)医療費等公費負担事業 (交付要綱第3条第1項第2号関係)				0		0	
(3)拠点病院化資機材設置等事業 (交付要綱第3条第1項第3号関係)				0		0	
合計 (1)+(2)+(3)	0	0	0	0	0	0	

- (注) 1 ①総事業費には、各事業の実施に要する経費のうち、都道府県が支出する経費の額を記入すること。
 2 ①総事業費について、別途、単価、人数、件数、日数、時間、期間等が分かる積算資料を添付すること。
 3 ④交付金所要額には、③の額に交付率を乗じた額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 4 ⑤基準額には、交付要綱第4条(1)に定める主管局長が示した額を記入すること。
 5 ⑥交付金算定基礎額には、④及び⑤を比較して少ない額を記入すること。

性犯罪・性暴力被害者支援交付金実績報告書

1. 支援センターの体制

①支援センターの名称	②設置年月日	③設置形態	④都道府県等の関与	⑤運営主体	⑥備考
		選択してください	選択してください		

- (注) 1 ③設置形態は、「病院拠点型」、「相談センター拠点型」、「相談センターを中心とした連携型」、「その他(備考欄に記載)」のいずれかを選択すること。「その他(備考欄に記載)」を選択した場合は、⑥備考欄に形態を具体的に記入すること。
 2 ④都道府県等の関与は、「直営」、「委託」又は「補助」のいずれかを選択すること。
 3 ⑤運営主体は、④で「直営」を選択した場合は記入不要であり、④で「委託」又は「補助」を選択した場合は、運営主体の名称を記入すること。

2. 事業実績

(1)相談センターの体制				(2)事業内容						
①運営時間		②支援者の人数		③相談件数	④同行支援件数	⑤研修実施回数	⑥受傷対策実施回数	⑦広報啓発	⑧医療費等公費負担	⑨拠点病院化
受付時間	年間の総時間数	常勤	非常勤							
平日										
土日										
祝日										

- (注) 1 ①及び②は、それぞれ該当する数を記入すること。なお②は、相談員とコーディネーターの計を記入すること。
 2 ③～⑥はH29年度の実績数を記入すること。
 3 ⑦は、事業内容(チラシ〇〇部作成等)を記入すること。
 4 ⑧及び⑨は、当該事業を実施した場合は、「有」を記入すること。

3. 経費の内訳

(単位:円)

事業名	①総事業費	②寄付金等その他の収入額	③差引額(①-②)	④交付金所要額(③×交付率)	⑤基準額	⑥交付金算定基礎額	⑦交付金交付決定額	⑧交付金受入済額	⑨交付金額	⑩精算額(⑨-⑧)	備考
(1)被害者相談支援運営・機能強化等事業 (交付要綱第3条第1項第1号関係)	0	0	0	0		0			0	0	
ア 相談センターの運営に要する経費			0								
(アのうち、同行支援の実施に要する経費)			0	0		0			0	0	
イ 産婦人科医療従事者及び支援者に対する研修に要する経費			0								
ウ 支援者に対する受傷対策に要する経費			0								
エ 支援センターの広報啓発に要する経費			0	0		0			0	0	
(2)医療費等公費負担事業 (交付要綱第3条第1項第2号関係)			0	0		0			0	0	
(3)拠点病院化資機材設置等事業 (交付要綱第3条第1項第3号関係)			0	0		0			0	0	
合計 (1)+(2)+(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- (注) 1 ①総事業費には、各事業の実施に要する経費のうち、都道府県等が支出した経費の額を記入すること。
 2 ④交付金所要額には、③の額に交付率を乗じた額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 3 ⑤基準額には、交付要綱第4条(1)に定める主管局長が示した額を記入すること。
 4 ⑥交付金算定基礎額には、④及び⑤を比較して少ない金額を記入すること。
 5 ⑨交付金額には、⑥及び⑦を比較して少ない額を記入すること。